



島根県報

平成26年 1月17日 (金)

第 2,563 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	2
土地改良区の解散の認可	(農 村 整 備 課)	2
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出 (3件)	(中 小 企 業 課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変 更の届出	(")	8

【公 告】

収去飼料の試験結果の概要	(食料安全推進課)	8
特定漁港漁場整備事業計画の変更案の公表	(漁港漁場整備課)	9
都市計画の変更案の縦覧	(都 市 計 画 課)	9
都市計画変更の図書の縦覧	(")	10

告 示**島根県告示第15号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
やました整形外科	安来市南十神町17-1	育成医療 更生医療	平成26年 1月 6日

島根県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、浜田市弥栄土地改良区の解散について平成26年 1月 6日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第17号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多伎町口田儀80 石飛敏治
 " 小田918-7 濱 光秀
 " 久村1816-3 森山正康

(2) 加入区

多伎町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第18号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト松江本店 島根県松江市乃白町496番4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 100満ボルト新松江店

島根県松江市乃白北土地区画整理事業施行地区内109街区1画地外

(変更後) 100満ボルト松江本店

島根県松江市乃白町496番4

イ 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保町2字3番

(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(4) 変更の年月日

ア：平成25年12月20日

イ及びウ：平成25年8月31日

2 届出年月日

平成25年12月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号	山西 泰明	
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(有) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	多根 幹雄	
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	清水 元	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市安佐南区西原9-1-4	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 悦子	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	平成25年11月25日住所変更
(有) 坂根屋	島根県出雲市今市町890番地	坂根 悦夫	
(株) オカ	島根県出雲市斐川町直江町5381番地2	岡 寛志	平成18年9月1日社名変更
(株) 三城	東京都中央区銀座一丁目7番7号	加賀 純一	平成25年6月29日代表者変更
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	清水 元	

(有) おもちやのタマキ	島根県出雲市平田町1319番地29	玉木 輝久	
(株) ナカスカコーポレーション	広島県広島市安佐南区西原9-1-4	中須賀 賢一	
(有) 泉生花店	鳥取県米子市紺屋町119番地2	泉 悦子	
(株) ウォッチ・ビジネス・カンパニー	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	鍵本 優	平成25年2月22日入店
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 博丈	平成25年7月13日入店

(4) 変更の年月日

ア：平成25年11月25日

イ：上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成25年12月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第20号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(変更後) 株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号	山西 泰明	
(株) スイートガーデン	京都府京都市中京区聚楽廻東町2番地9	清水 元	
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5-2	田上 友康	
(株) 奥田カメラ商会	広島県広島市西区横川町一丁目10-1	奥田 耕造	
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹	
A s - m e エステール (株)	東京都新宿区西新宿3-20-2	丸山 雅史	
(株) ニッタ	島根県浜田市新町58番地2	新田 喜久	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目7番31号	林田 和昭	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町62番地	田江 泰彦	
(株) エヌ・エル・エヌ	鳥取県鳥取市永楽温泉町271	西根 伸吾	
(有) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南三丁目19番10号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1丁目32番13号	指田 努	
(株) テイクワン	広島県広島市佐伯区美鈴が丘東五丁目5番3号	田上 敏明	平成25年3月10日退店
(株) ノジマ	神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号	野島 廣司	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287-8	北脇 明男	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号	木山 茂年	
(株) 和想	鳥取県鳥取市行徳1-103	池田 訓之	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市中区瑞穂区松園町一丁目50番地	亀山 洋	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	

(変更後)

小売業者	住 所	代表者名	変更年月日
(株) イズミ	広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	山西 泰明	平成25年11月25日住所変更
(株) スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1	清水 元	平成25年3月1日住所変更
(株) モーツアルト	広島県広島市中区堀川町5-2	田上 友康	
(株) 奥田カメラ商会	広島県広島市西区横川町一丁目10-1	奥田 耕造	
(有) 錦栄堂	島根県浜田市片庭町1-1	松本 直樹	
A s - m e エステール (株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅史	平成23年6月28日住所変更

(株) ニッタ	島根県浜田市新町58番地 2	新田 喜久	
(株) ビュー	大阪府大阪市西成区梅南一丁目 7 番31号	小倉 久明	平成25年 5月11日代表者変更
(株) 今井書店	島根県松江市殿町62番地	田江 泰彦	
(株) エヌ・エル・エヌ	鳥取県鳥取市永楽温泉町271	西根 伸吾	
(有) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南三丁目19番10号	平野 一貴	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	指田 努	
(株) ノジマ	神奈川県相模原市中央区横山一丁目 1 番 1 号	野島 廣司	
(有) ノース	島根県松江市東津田町1287- 8	北脇 明男	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1	江尻 義久	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木山 茂年	平成25年10月 1 日住所変更
(株) 和想	鳥取県鳥取市行徳 1 -103	池田 訓之	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部四丁目 1 番10号	堀岡 洋行	
共同青果 (株)	島根県浜田市下府町327番地80	長谷川 等	
フジパンストアー (株)	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町一丁目50番地	國廣 哲彦	平成25年 9月17日代表者変更
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目 3 番 9 号	中林 秀雄	
(株) ケイエムコーポレーション	広島県福山市卸町13番 7 号	小山 訓子	平成24年 8月 1 日入店
藤久 (株)	愛知県名古屋市長区高社一丁目210番地	後藤 薫徳	平成25年 3月28日入店

(4) 変更の年月日

ア：平成25年11月25日

イ：上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成25年12月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町 1 番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第21号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年 1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 24箇所 (第一駐車場：2箇所)

(変更後) 23箇所 (第一駐車場：1箇所)

(4) 変更の年月日

平成26年 4月15日

2 届出年月日

平成25年12月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部産業政策課 (浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成25年度に検

査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成26年1月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	りん(%)	その他の検査(水分:%)	
島根県益田市農事組合法人松永牧場食品残渣飼料工場	同左	卯の花サイレージ	平成25年11月	8.1	2.3	6.3	2.2	0.14	0.14	58.0	
島根県飯石郡飯南町AST飼料合理化センター	同左	AST11号	平成25年11月	16.3	3.0	4.6	6.2	1.26	0.68	11.4	
		肥育B	平成25年11月	11.1	2.8	3.0	3.0	0.38	0.35	12.4	
		育成	平成25年11月	27.6	3.1	5.1	4.6	0.31	0.53	12.1	

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年1月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 漁港漁場整備法第17条第11項において準用する同条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称

恵曇地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更案

2 縦覧の期間

平成26年1月17日から同年2月5日まで

3 縦覧の場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県松江水産事務所及び松江市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年1月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

-
- 1 都市計画の種類
雲南都市計画道路
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市木次町下熊谷、新市、山方、里方、西日登、同市三刀屋町下熊谷、三刀屋
 - 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、雲南市建設部都市建築課
 - 4 縦覧期間
平成26年1月17日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年1月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
安来市安来町、飯島町、切川町の一部
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課